

第5期 武蔵野市緑化・環境市民委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、第5期 武蔵野市緑化・環境市民委員会(以下「委員会」という。)の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の手続)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴受付簿に記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、原則として10人とする。

(傍聴席以外の入場禁止)

第4条 傍聴人は、傍聴席以外に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、火薬その他危険物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) ラジオ、拡声器、マイクその他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを所持している者
- (4) 録音機、写真機、撮影機などを携帯している者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、委員長が職務執行上支障があると認める者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛を旨とし、騒ぎ立てる等議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対して、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。

ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか会議の傍聴に必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年11月9日から施行する。